

京都府自殺ストップセンター等の相談窓口の広報業務委託仕様書

1 事業の目的

京都府の昨年の自殺者数は322人（速報値。前年比21人減）と近年減少傾向にあるが、依然として多くの方が自ら命を絶っている状況にある。

自殺は心身の問題のみならず、様々な要因等が複雑に関係しており、悩みを抱えた方を孤立させず適切な支援を行うことが必要であり、京都府自殺ストップセンター（以下「センター」という。）をはじめとする府内相談窓口（以下「相談窓口」という。）をより広く周知するために、インターネット広告を活用した広報を実施する。

2 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

3 業務の内容

(1) ランディングページの作成

ア 内容

- ・相談窓口の名称、相談日時等（別表のとおり）を記載すること。
- ・センターの紹介に重点を置き、悩みを聞くだけではなく、相談者の悩みを解決するために共にその方法を考えていく機関であることを周知できる内容にすること。
- ・相談窓口への相談を促すようなキャッチコピーを含めること。
- ・パソコン用とスマートフォン用の2種類を作成し、スマートフォン用には電話番号オプション（センターのみ）を設定すること。

イ 納期等

- ・納期：令和2年4月22日までにデータ（HTML形式）を納品すること。
- ・納品場所：京都府健康福祉部地域福祉推進課

(2) 検索連動型広告を用いたランディングページへの誘導

ア 内容

- ・インターネットの検索エンジン上で、「死にたい」等の希死念慮を伺わせるワード（府が指定）を検索した者に対し、広告文（キャッチコピー）を表示させ、ランディングページへ誘導する。
- ・検索エンジンは、パソコン及びスマートフォンのGoogle及びYahoo! JAPANとする。

イ 実施期間

令和2年4月24日から令和3年3月31日までとする。

ウ 対象地域

京都府のみとする。

エ 目標

1ヶ月のインプレッション数は300,000件以上、クリック数は1,500件以上を目標とすること。

(3) ツイッター広告を用いたランディングページへの誘導

ア 内容

ツイッター上で、「死にたい」等の希死念慮を伺わせるワード（府が指定）を書き込んだ者あるいは検索した者に対し、広告文（キャッチコピー）を表示させ、ランディングページへ誘導する。

イ 実施期間

(2)イに同じ。

ウ 対象地域

(2)ウに同じ。

エ 目標

1ヶ月のインプレッション数は300,000件以上、クリック数は1,000件以上を目標とすること。

(4) 上記以外のインターネットを活用した広告の実施

ア 内容

自殺対策基本法（平成18年法律第85号）により、啓発活動を広く展開する期間として自殺予防週間（9月10日から9月16日まで）が、自殺対策を集中的に展開する期間として自殺対策強化月間（3月）が定められている。さらに、本府では京都府自殺対策に関する条例（平成27年京都府条例第20号）により、自殺対策の重要性を認識し、自殺の防止等に関する気運を醸成するため、毎年3月1日を京都いのちの日と定めている。

これらを踏まえた上で、上記(1)から(3)と併せて、相談窓口へ誘導するため、インターネットを活用した効果的・効率的な広報を実施すること。

イ 実施期間

自殺予防週間及び自殺対策強化月間を必ず含むこと。

ウ 対象地域

(2)ウに同じ。

4 結果の報告

業務を完了したときは、各月ごとに、翌月の初日から起算して10営業日までに結果の報告（3(2)にあっては、各月の検索ワードごとのインプレッション数及びクリック数、3(3)にあっては、各月のインプレッション数及びクリック数を含む。）を行うこと。ただし、令和3年3月分については直ちに当月分をまとめ、報告すること。

5 留意事項

- (1) 業務の細部については、別途京都府と協議の上で決定すること。
- (2) 本事業実施に係る全ての成果物の著作権は、原則、京都府に帰属すること。

別表

| 名称 | 相談対応日時 | 電話番号 |
|--------------------------------|----------------------------|--|
| 京都府自殺ストップセンター | 月～金（9時～20時） （年末年始・祝日除く） | 0570-783-797 LINE相談電話 下記QRコードから「友だち」登録のうえ、無料通話機能を利用  |
| 京都いのちの電話 | 年中無休（24時間） | 075-864-4343 |
| よりそいホットライン | 年中無休（24時間） | 0120-279-338 |
| 京都自死・自殺相談センター | 金・土（19時～25時） | 075-365-1616 |
| チャイルドライン ※18さいまでの子どものための相談先 | 月～土（16時～21時） | 0120-99-7777 |